

令和6年度 テールゲートリフターの操作に係る特別教育（学科教育）のご案内

※本年度の開催は今回のみとなります。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 群馬県支部

令和5年3月28日に公布された安全衛生規則等の一部改正により、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日から、厚生労働省告示で規定するカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなりました。

当支部では、特別教育を自社内で実施することが困難な事業場向けに標記の特別教育を下記のとおり開催いたしますので、貴事業場で該当者がございましたら、受講されますようご案内申し上げます。

なお、当支部が実施する特別教育は、学科教育（4時間・科目省略なし）のみとなりますので、学科教育を受講後、各事業場にて実機を使用して実技教育（2時間以上）を実施して下さい。

記

- 1 日 時 令和6年8月3日（土） 午前8時00分～午後0時40分
- 2 場 所 群馬県交通運輸会館（前橋市野中町322-1 ☎027-261-0244）
- 3 対 象 者 荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作業務に従事する者
- 4 定 員 60名 ※定員になり次第締め切り
- 5 受 講 料 会 員 5,500円（税込） ※通常8,800円のところ一部支部負担
非会員 11,000円（税込）
- 6 受講科目 学科教育
 - ・テールゲートリフターに関する知識 （1.5時間）
 - ・テールゲートリフターによる作業に関する知識 （2.0時間）
 - ・関係法令 （0.5時間）
- 7 申込方法 別紙「受講申込書」に所定事項を記入の上、受講料を添えて7月16日（火）から7月26日（金）までの間に当支部（群馬県交通運輸会館内）へお申込み願います（現金書留による郵送申込可・ファックス不可）。
なお、受講料の返戻は、実施日の7日前までですのでご注意ください。
- 8 受講証明 上記科目を受講した方に対して、学科教育受講証明書を交付します。
- 9 お問合せ 本件に係るお問合せは、当支部（☎027-261-0244）へご連絡下さい。

※受講番号

「テールゲートリフターの操作に係る特別教育（学科教育）」

受講申込書

受講証明書台帳

事業者区分	☐ 会 員 ☐ 非会員
-------	--

※該当する事業者区分の□にレ点を付して下さい。

ふりがな		性別	学 科 教 育 受 講 証 明 書 番 号	※第 号
氏 名		男 ・ 女		
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	交付年月日	※令和	
現 住 所	〒 — 携帯 — —			
勤 務 先	名 称			
	所在地	〒 — Tel — — Fax — —		

上記のとおり申し込みます。

令和6年 月 日

(受講者自署) 氏名

陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部長 殿

- ※印の欄以外は申込者において全部記載すること。
- 当申込書に記載された受講者の情報(個人情報)は教育業務以外には使用しません。
- 受講申込書の不足分については、必要部数をコピーしてご使用下さい。
- 本申込書は受講証明書台帳として保存しますので感熱紙及び裏紙の使用は不可とします。

【申込み先】

〒379-2166 群馬県前橋市野中町322-1 群馬県交通運輸会館内
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部 宛
 TEL 027-261-0244